本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。
尖閣諸島研究・解説サイト 資料集 https://www.cas.go.jp/ryodo/kenkyu/senkaku/ | 10 |
本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

尖閣諸島の有効な支配（主な出来事）

1895年（明治28年）

中央

1895年1月12日 No.1
内務大臣が閣議を要請
沖縄県からの所轄編入と標杭建設の上申について内務大臣が閣議を求める

1895年1月14日 No.2
標杭建設を閣議決定 沖縄県所轄編入（領土編入）
沖縄県の上申を認め、尖閣諸島を沖縄県の所轄とすることと、標杭を建設することを閣議決定

1896年3月5日 No.3
尖閣諸島が八重山郡に編入される
明治29年勅令13号により、尖閣諸島が八重山郡に編入される（八重山諸島を八重山郡と指定）

No.4 明治28・29年度の沖縄県統計書にも八重山郡に尖閣諸島が記載される

①尖閣諸島の所轄

尖閣諸島の沖縄県所轄への編入

1897年5月31日 No.10
葉煙草専売法を施行しない地域に魚釣島を指定
尖閣諸島の魚釣島が、葉煙草専売法を施行しない地域に含まれた（指定地の多くは沖縄県下の離島）

煙草専売法、塩専売法を施行しない地域に魚釣島が指定される

②法令の適用範囲

1939年
資源調査団が尖閣諸島の調査を実施
農林省の調査団に石垣島測候所所員らが同行し、各島で調査を実施。学術誌でも報告された

地方

1899年
沖縄県臨時土地整理事業開始
尖閣諸島を含む沖縄全島で測量が行われる

1902年12月 No.5 No.6
尖閣諸島の土地整理図が作成される
「八重山郡 大浜間切登野城村全図」、「土地整理図　尖閣諸島」が作成される

1920年 No.9
大正島を八重山郡石垣村に編入
大正島を八重山郡石垣村に編入し、字登野城大正島と称することを沖縄県が公告

1896年8月
古賀辰四郎に開拓許可、30年間無償貸与を決定
尖閣諸島の開拓を許可し、30年間の無償貸与を決定

1901年 No.7
尖閣諸島4島※が大浜間切登野城村の小字に編入
明治35年沖縄県令49号により、尖閣諸島4島が八重山郡大浜間切登野城村の小字に編入される
※魚釣島、南小島、北小島、久場島

1908年 No.8
尖閣諸島4島が八重山村の所属になる
沖縄県に町村制が施行され、尖閣諸島が、新設された八重山村の所属になる

①尖閣諸島の所轄

1922年6月6日 No.11
リン鉱試掘願が不許可となる
北小島、南小島におけるリン鉱の燐試掘が、すでに同地に試掘権が設定されていたため不許可となった

③許認可

1935年
尖閣諸島における珊瑚漁業を許可
珊瑚漁業の操業漁場を八重山郡尖閣諸島として申請した古賀善次に許可

1926年9月-
尖閣諸島4島の土地使用料を徴収
無償貸与期間終了に伴い、古賀善次から徴収

④国有地管理・処分

1930年7月 No.12 No.13
尖閣諸島4島の土地価格を査定
古賀善次が払い下げを願い出たのを受け、沖縄営林署が査定

1932年
尖閣諸島4島を払い下げ
土地価格の査定結果に基づき、尖閣諸島4島を古賀善次に払い下げ

1932年 No.14
尖閣諸島4島を土地台帳に登記し、地租設定
所有権の移転に伴い、土地台帳に登記されるとともに、地租※が設定された
※不動産税のこと、大正島は官有地のまま

⑤登記

古賀辰四郎が死去（1918年8月28日）
開拓事業は古賀善次に承継

尖閣諸島の産業利用

1897年
尖閣諸島の開拓開始
古賀辰四郎が労働者を尖閣諸島に派遣。久場島を中心に開拓開始

1899年
尖閣諸島への汽船の寄港が実現
古賀辰四郎が沖縄県知事に大阪商船の汽船が尖閣諸島に寄港するよう斡旋を依頼し実現

1908年頃
尖閣諸島の開拓が進展する
鰹節製造事業が軌道にのり古賀辰四郎による尖閣諸島の開拓が進む

古賀辰四郎に藍綬褒章下賜（1909年11月22日）

動向、出来事

1900年
久場島で学術調査が行われる
宮島幹之助による調査が行われ、学術誌に報告が掲載される

1907年9月
沖縄県職員が尖閣諸島を視察
沖縄県の技師が、水産業の状況等、尖閣諸島の状況視察を行う

1908年
尖閣諸島でリン鉱資源の調査が行われる
沖縄県から委嘱を受けた恒藤規隆一行による調査が行われた

沖縄県が発行する行政刊行物に尖閣諸島が記載される

1919年12月3日
魚釣島で中華民国の漁船遭難者を救助
魚釣島で産業に従事する滞在者が、中国漁船遭難者を救助

1919年、1920年
漁船遭難救助者に中華民国領事から感謝状
感謝状には、遭難場所として「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島内和洋島※」と記載
※魚釣島のこと